

新	旧
<p style="text-align: center;">新規公開株式の契約締結前交付書面</p> <p>(内容省略)</p> <p>(手数料など諸費用について～新規公開株式に係る金融商品取引契約の概要 省略)</p> <p>当社が行う金融商品取引業の内容及び方法の概要 当社が行う金融商品取引業は、主に金融商品取引法第 28 条第 1 項の規定に基づく第一種金融商品取引業であり、当社において新規公開株式のお取引や保護預けを行われる場合は、以下によります。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ お取引にあたっては、当社に証券取引<u>アカウント</u>の<u>登録</u>が必要となります。 <p>(以下、省略)</p> <p>(金融商品取引契約に関する租税の概要 省略)</p> <p>この契約の終了事由 当社の証券取引約款に掲げる事由に該当した場合(主なものは次のとおりです。)、この契約は解除されます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ➤ お客様が当社所定の手続きにより、解約の申し入れをされた場合 ➤ お客様が法令等、当社の定める各約款等に違反した場合 ➤ お客様が市場の公正な価格形成に弊害をもたらす取引注文を行っている いると当社が判断した場合 	<p style="text-align: center;">新規公開株式の契約締結前交付書面</p> <p>(内容省略)</p> <p>(手数料など諸費用について～新規公開株式に係る金融商品取引契約の概要 省略)</p> <p>当社が行う金融商品取引業の内容及び方法の概要 当社が行う金融商品取引業は、主に金融商品取引法第 28 条第 1 項の規定に基づく第一種金融商品取引業であり、当社において新規公開株式のお取引や保護預けを行われる場合は、以下によります。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ お取引にあたっては、当社に証券取引<u>口座</u>の<u>開設</u>が必要となります。 <p>(以下、省略)</p> <p>(金融商品取引契約に関する租税の概要 省略)</p> <p>この契約の終了事由 当社の証券取引約款に掲げる事由に該当した場合(主なものは次のとおりです。)、この契約は解除されます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ➤ お客様が当社所定の手続きにより、解約の申し入れをされた場合 ➤ お客様が法令等、当社の定める各約款等に違反した場合 ➤ お客様が市場の公正な価格形成に弊害をもたらす取引注文を行って いると当社が判断した場合

- お客様又は代理人が反社会的勢力に該当すると当社が判断した場合
- お客様の登録アカウントのお取引及び保護預り証券を含む全ての残高がなくなった後、相当期間が経過した場合
(以下、省略)

令和6年8月24日 改訂

- お客様又は代理人が反社会的勢力に該当すると当社が判断した場合
- お客様の開設口座のお取引及び保護預り証券を含む全ての残高がなくなった後、相当期間が経過した場合
(以下、省略)